

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
 以下のとおり、テキストの記載内容につき誤りがございました。
 つきましては、大変お手数ではございますが、訂正・差替えの上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
 ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

行政書士 2026 短答過去問集 民法 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
37	問19 肢3 問題文最終行	……引渡し請求に応じなければならない。	……引渡し請求に 応じる必要はない 。	26/3/25
38	問19 肢3 解説文	※ 解説文全体を下記のものへの変更をお願いいたします。 3 O ⇒総合講義333頁 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、原則として、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない（民法660条2項本文）。したがって、本肢の場合、受寄者Hは、Iの所有権に基づく引渡し請求に応じる必要はない。		26/3/25

行政書士 2026 短答過去問集 行政法 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
316	問140 肢イ	イ × ⇒総合講義204頁参照	イ × ※参照頁なし	26/5/20
326	問144 完成文 第3段落 6行目以降	……当該物件の取引価格に反映し、その 工 市場価値 を形成する一要素となる場合には、かかる文化財的価値を反映した 工 市場価値 がその物件の補償されるべき相当な価格となるが、……	……当該物件の取引価格に反映し、その 工 市場価格 を形成する一要素となる場合には、かかる文化財的価値を反映した 工 市場価格 がその物件の補償されるべき相当な価格となるが、……	26/7/22
	第3段落 12行目以降	……その 工 市場価値 の形成に影響を与えることはないから、このような意味での文化財的価値は、……	……その 工 市場価格 の形成に影響を与えることはないから、このような意味での文化財的価値は、……	26/7/22

行政書士 2026 短答過去問集 商法 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
72	問36 肢オ 解説文 5 行目	……（会社法376条 3 項）。すべての取締役会に……	……（会社法376条 1 項 ）。すべての取締役会に……	26/4/8
82	問41 肢エ 解説文全体	本肢のとおりである。退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる（会社法611条 1 項）。	本肢のとおりである。 社員は、持分会社に対し、既に出資として払込み又は給付をした金銭等の払戻し（出資の払戻し）を請求することができる（会社法624条 1 項前段）。	26/5/20

以 上